

盛土規制法に関する説明会

(主催) 島根県

盛土規制法に関する説明会を開催します。

島根県では、令和 7 年 10 月 1 日に県内全域（松江市を除く※）を規制区域に指定し、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の運用を開始する予定です。

＜規制区域に指定されると＞

一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要になります。

過去の盛土等も含めて、土地所有者等ができる限り土地を常に安全な状態に維持することが必要です。

○例えば・・・盛土をして高さ 1 m を超える崖が生じる場合などが該当します。

※ 松江市は中核市であるため、法に基づく事務は市が実施（令和7年7月1日に規制区域を指定済）

説明会概要

- 盛土規制法の概要 ■ 許可申請・手続き等
- 本県の規制内容 ■ 盛土規制法の許可基準

※各回とも同じ内容の説明会になります

開催日程

日時	会場（住所）
7/30（水） 15:00～16:00	隠岐合同庁舎 別館3階 会議室A・B （隠岐郡隠岐の島町港町塩口24）
8/6（水） 10:30～11:30	松江合同庁舎 2階 講堂 （松江市東津田町1741-1）
8/7（木） 14:00～15:00	益田合同庁舎 5階 大会議室 （益田市昭和町13-1）
8/8（金） 14:00～15:00	川本合同庁舎 5階 501・502会議室 （邑智郡川本町大字川本265-3）
8/20（水） 15:30～16:30	雲南合同庁舎 5階 501・502会議室 （雲南市木次町里方531-1）

日時	会場（住所）
8/27（水） 14:00～15:00	出雲合同庁舎 7階 702会議室 （出雲市大津町1139）
9/2（火） 9:30～10:30	浜田合同庁舎 2階 大会議室 （浜田市片庭町254）

- 1) 開始時刻の30分前から開場します。
- 2) 国の合同庁舎とお間違いのないようご注意ください。
- 3) 事前の申し込みは不要です。（各回先着順）

お問い合わせ先

島根県土木部都市計画課盛土規制スタッフ
☎0852-22-6533 FAX 0852-22-6004
メール：toshikei@pref.shimane.lg.jp

説明会案内HPは
こちらから→

